

議案第 5 4 号

守谷駅前親子ふれあいルームの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

守谷駅前親子ふれあいルームの設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年守谷
市条例第 1 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
5 4 号	1

守谷駅前親子ふれあいルームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷駅前親子ふれあいルームの設置及び管理に関する条例（平成27年守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（利用対象者及び利用時間）

第4条 ふれあいルームを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）保護者が同伴する児童及び当該児童を同伴した保護者
- （2）小学校に就学している児童（前号に規定する児童を除く。）
- （3）その他市長が必要と認めた者

2 前項に規定する利用対象者がふれあいルームを利用できる時間は、次に掲げるとおりとする。

- （1）前項第1号及び第3号の利用対象者 午前10時から午後6時まで
- （2）前項第2号の利用対象者

ア 5月から9月まで 午後1時から午後6時まで。ただし、学校の休業日（守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）第3条第1項第1号から第6号までに掲げる学校の休業日をいう。以下同じ。）については、午前10時から午後6時まで。

イ 10月から4月まで 午後1時から午後5時まで。ただし、学校の休業日については、午前10時から午後5時まで。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案	頁 数
54号	2

提案理由（議案第54号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷駅前親子ふれあいルームの小学生対象事業を拡張するに当たり、小学生の利用時間を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
54号	3

守谷駅前親子ふれあいルームの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<u>(利用対象者及び利用時間)</u> 第4条 ふれあいルームを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。 （1）保護者が同伴する児童及び当該児童を同伴した保護者 （2）小学校に就学している児童（前号に規定する児童を除く。） （3）その他市長が必要と認めた者 2 前項に規定する利用対象者がふれあいルームを利用できる時間は、次に掲げるとおりとする。 （1）前項第1号及び第3号の利用対象者 午前10時から午後6時まで （2）前項第2号の利用対象者 ア 5月から9月まで 午後1時から午後6時まで。 ただし、学校の休業日（守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）第3条第1項第1号から第6号までに掲げる学校の休業日をいう。以下同じ。）については、午前10時から午後6時まで。 イ 10月から4月まで 午後1時から午後5時まで。 ただし、学校の休業日については、午前10	<u>(利用対象者)</u> 第4条 ふれあいルームを利用できる者は、保護者が同伴する児童及び当該同伴を行った保護者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、小学校に就学している児童は午後3時から午後6時までの間に限り、保護者の同伴がない場合でも利用することができる。

54号	議案
4	页数

時から午後5時まで。	
------------	--

議案	頁数
54号	5